

国民健康保険のご案内

加入・脱退の届出等について

国民健康保険の加入・脱退については、会社等では手続きはしてくれませんので、ご自分でお手続きする必要があります。次の事項に該当する場合は、14日以内に届出をお願いします。

共通して届出に必要なもの 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

○国民健康保険に加入するとき

加入する理由	届出に必要なもの
中野市に転入するとき	前住所市区町村の転出証明書 ※前住所の転出手続き時に「特定同一世帯所属者異動連絡票」、「旧被扶養者異動連絡票」が発行された場合、転入手続き時に提出してください。
職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の扶養からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書

【加入の届出が遅れると】
届出が遅れた間の医療費が全額自己負担となる場合があります。また、国民健康保険税についても届出日（窓口手続きに来た日）からではなく、前の健康保険の資格が切れた日までさかのぼって課税されることとなります。

○国民健康保険をやめるとき

やめる理由	届出に必要なもの
中野市から他市区町村へ転出するとき	被保険者証や資格確認書などの被保険者であることを示す書類（国民健康保険資格確認書類）
職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の扶養になったとき	・職場等の健康保険の資格取得日がわかる書類（資格情報のお知らせや資格確認書など） ・国民健康保険資格確認書類

注：上記の届出により、国民健康保険税が変更になる場合があります。変更になる場合は、翌月に通知します。通知が届くまでは、従前の納付書どおりに納めてください。

【脱退の届出が遅れると】
社会保険等に加入した日以降に、国民健康保険で病院等を受診した場合、医療費を市に返還していただく場合があります。

○その他届出・申請

こんなとき	届出に必要なもの
国民健康保険資格確認書類を紛失・破損したとき	届出者の本人確認書類
修学のため市外へ転出するとき	国民健康保険資格確認書類、在学証明書
市外の施設に入（退）所したとき	国民健康保険資格確認書類、施設入（退）所証明書
介護保険の適用除外施設に入所等したとき （40歳から65歳未満の方）	国民健康保険資格確認書類、 介護保険適用除外施設入（退）所証明書

○交通事故にあったら

届出により国保で医療機関にかかれます。

交通事故等の第三者行為で、けがなどをした場合も国保で医療を受けることができますが、その場合は第三者の行為による被害届を必ず市へ提出してください。

お問い合わせ先：市民課 国保年金係 ☎22 - 2111（内線 296・304）

国民健康保険のご案内

国民健康保険の受けられる給付

○療養費

急病などで被保険者であることを示す証明書を持たずに診療を受けたときなど、医療費を全額自己負担した場合、申請により市が認めれば、自己負担額を除いた額が療養費として支給されます。市民課国保年金係まで必要書類等をご持参のうえ、申請してください。

療養費の支給を受けられる場合

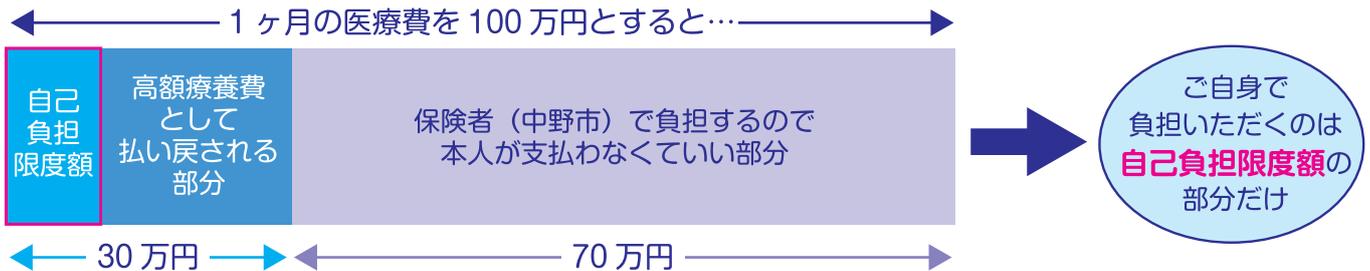
- 事故や急病などで被保険者であることを示す証明書やマイナ保険証を持たずに診療を受けたとき
- 国保の加入期間中に、資格喪失した他の健康保険の被保険者であることを示す証明書で医療機関を受診したとき
- 治療用補装具（コルセットなど）を購入したとき
- 輸血のための生血代を負担したとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき
- 海外の医療機関で治療を受けたとき（海外療養費）



○高額療養費

同一月内に、医療費の自己負担額が限度額（世帯の所得や支給回数によって変わります）を超えた場合、申請によりその超えた金額を支給します。なお、給付対象になると思われる世帯には支給申請書を送付しますので、氏名、振込先等、必要事項を記載のうえ、該当する領収書を添付して提出してください。限度額については市公式ホームページをご覧ください。

高額療養費のイメージ（自己負担割合が3割の場合）



限度額適用認定証をご利用ください

入院または外来の診療により、医療費が高額になる場合、被保険者であることを示す証明書とともに「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯は「限度適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。窓口での支払いを限度額までとしたい場合は、あらかじめ市へ「限度額適用認定証」等の交付申請を行うか、マイナ保険証をご利用ください。

○入院時食事療養費

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められている標準負担額（490円）が自己負担額となります。ただし、市民税非課税世帯は自己負担額が減額されますので、標準負担額を超える支払いがあった場合は窓口で申請をいただくと差額分を給付します。



○出産育児一時金

被保険者が出産したときに生まれた子ども1人につき50万円（※）支給されます。原則として、医療機関などに直接支払われます（直接支払制度）。（※産科医療保障制度に加入していない分娩機関の場合は48万8千円）



○葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った方に5万円を支給します。喪主の口座番号・名義人がわかるもの、会葬礼状等のお葬式を行った事実が確認できるものを持って申請してください。



◎各種申請方法等の詳細は市公式ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先：市民課 国保年金係 ☎22-2111（内線296・304）